

令和7年度 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークイベント企画運営等業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和7年度 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークイベント企画運営等業務委託

2 業務目的

大分県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、豊かな自然と共にした人々の暮らしが評価され、平成29年6月14日にユネスコエコパークに登録された。ユネスコエコパークの価値や受け継がれてきた伝統芸能、地域団体の取組等を大分県の中心部で発信することにより、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの普及啓発を図る。また、令和9年度に迎える祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年に向けた機運の醸成も図る。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 開催日

令和8年2月21日（土）

5 場所

トヨタカローラ大分 祝祭の広場（大分県大分市府内町1丁目1-1）

※全面（約2,530㎡）予約済

※令和8年2月19日（木）から2月22日（日）まで使用可

6 業務内容

(1) イベントの企画

以下の内容について、ブース出展等の企画及び調整等を行うこと。

① 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブース

- ・メインブースとして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを紹介するブースを設置すること。
- ・写真の展示やパンフレット等の設置を行うこと。

② 各地域の紹介ブース

- ・原則、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリアの6市町（大分県：佐伯市、竹田市、豊後大野市 宮崎県：延岡市、高千穂町、日之影町）のブースを用意

すること。

- ・原則、自治体及び地域活動団体がブースに入れるようにすること。

③ ワークショップ

- ・体験を通してユネスコエコパークを知ってもらえるようなワークショップブースを設置すること。
- ・②のブース内での開催も可とする。

④ ステージ

- ・原則、宇目の神楽を実施すること。
- ・大型モニターで祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク関連動画を上映すること。
- ・クイズ大会等、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを楽しく知ってもらえるステージイベントを開催すること。

⑤ その他

- ・会場に興味を持ってもらえるような人目を引くものを用意すること。
- ・そのほかユネスコエコパークの普及啓発につながるものを用意すること。
- ・イベント内容等について事前に委託者へ相談すること。

(2) 設営撤収業務

- ・会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・イベントに必要な機材や備品等の準備、運搬等を行うこと。
- ・「トヨタカローラ大分 祝祭の広場の利用について（ご案内）」の規定に基づいて業務を遂行すること。

(3) イベントの運営

- ・業務全体の責任者及び各業務の担当者を定め運営体制を構築し、イベントが円滑に進行するよう管理すること。
- ・会場内の安全確保を徹底すること。
- ・イベントの来場者数を把握すること。
- ・必要に応じて夜間警備員を配置すること。

(4) 広報関連業務

- ・イベントの効果的な広報を実施すること。
- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの普及啓発もあわせて行うこと。

(5) その他

- ・「トヨタカローラ大分 祝祭の広場の利用について（ご案内）」の「4.利用の流れ」の事前協議以降の手続を行うこと。
- ・イベント内容等については、状況の変化や打合せ等により変更することがあり得るものとし、その場合は委託者及び受託者の双方で協議を行うこと。
- ・事業実施までの工程表及び運営マニュアルを作成すること。
- ・必要に応じて関係機関（警察、消防及び保健所等）への届出、許可申請等を行う

こと。

- ・ イベント開催時のリスクに備えて必要な保険へ加入すること。
- ・ 雨天時でも実施できるような企画または代替案を用意すること。

7 成果物の提出

- (1) イベントの来場者数及びイベントの実施状況写真等を整理し、成果や今後の改善策等をまとめた実施報告書を提出すること。
- (2) チラシやポスター等の広報物については現物及びデータを提出すること。

8 実施体制

- (1) 契約後、速やかに本業務に係る実施体制図及び実施スケジュール案を提出し、スケジュール管理を行うこと。
- (2) 業務責任者を配置し、打合せ等が迅速に対応できるような体制を整えること。

9 留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、委託者への事前協議及び進捗報告を行うなど委託者と緊密に連携しながら業務を実施すること。
- (2) 業務実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処するものとする。
- (3) 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認められる場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とで協議して決定する。
- (4) 業務実施にあたり、本仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の双方で協議のうえ、委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た事項について、その一切を漏らしてはならない。
- (6) 業務実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令等を遵守すること。
- (7) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者へ無償で譲渡するものとする。
- (8) 第三者の著作権等の権利を侵害しないよう十分配慮すること。